

# 企画競争説明書

業務名称：バングラデシュ国シップリサイクル産業向け廃棄物処分場（TSDF）整備事業に向けた能力強化に係る技術支援【有償勘定技術支援】

調達管理番号：23a00256

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4. (2) 上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年6月21日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2023年6月21日

### 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：バングラデシュ国シップリサイクル産業向け廃棄物処分場（TSDF）整備事業に向けた能力強化に係る技術支援【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年8月 ～ 2024年7月（12カ月）  
 新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

### 4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
 調達・派遣業務部 契約第一課  
 電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)  
 担当者メールアドレス：[Miyake.Tatsuo@jica.go.jp](mailto:Miyake.Tatsuo@jica.go.jp)
- (2) 事業実施担当部  
 南アジア部 南アジア第四課
- (3) 日程  
 本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年6月27日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年6月28日 12時
3	質問への回答	2023年7月3日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで

5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年7月7日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年7月19日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （連絡先：e-propo@jica.go.jp）

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛、  
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作

成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合  
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (4) 提出書類

#### 1) プロポーザル・見積書

#### 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります

す。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「**バングラデシュ国シッパーサイクル産業向け廃棄物処理処分場（TSDF）整備事業に向けた能力強化に係る技術支援【有償勘定技術支援】**」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 業務の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「当国」という。）は、コロナ禍以前に年率7～8%の実質GDP成長率を記録し、コロナ禍の影響により2019/20年度（2019年7月～2020年6月、以下同様）は3.4%に低下したものの、その後、2020/21年度は6.9%、2021/22年度は7.1%と急速に回復しており、2026年には後発開発途上国（LDC）からの卒業が予定されている。成長の原動力は輸出の約8割を占める縫製業であるが、持続的な経済成長を達成するため、縫製品以外の製造業等の付加価値及び輸出競争力の高い産業の育成に向けた外国直接投資（以下、「FDI」という。）の呼び込みやFDI呼び込みを通じた国内産業とのリンケージ形成に取り組む必要がある。

当国のシッパーサイクル（船舶解撤）量は全世界で首位であり（国連貿易開発会議、2021年）、解撤由来のスクラップ鉄の再生利用が国内の鉄鋼需要の5割以上をまかなっている。また、シッパーサイクルには約2万5千人が従事しており、シッパーサイクルは国内製鋼業への原料供給、雇用創出等、当国の経済にとって重要な産業となっている。他方で、世界的にESG（環境・社会・ガバナンス）が重視される中、船主がシッパーサイクルヤードに船舶を売却する際に、労働安全や環境保全の確保を条件とする動きが強まっており、当国のシッパーサイクル産業の競争力維持や鉄鋼原料確保の観点でも、適切なシッパーサイクルに向けた環境整備が喫緊の課題となっている。

当国政府は、シッパーサイクル産業の持続可能な発展のために、「バングラデシュシッパーサイクル法」（2018年）を制定し、国際条約「シッパーサイクル条約」（2009年採択）の批准を目指している。

バングラデシュ国内のシッパーサイクルヤードについては、一部で「シッパーサイクル条約」の適合認証を受けたヤードが整備済みで、加えて外国企業の投資を受けつつ同条約適合認証を計画するヤードがある等、改善の動きが確認されている。一方で、労働安全・環境保全確保のみならずシッパーサイクル産業振興（外国企業からの投資誘致を含む）の観点で、ヤードから排出されるシッパーサイクル産業由来の油性・有害廃棄物の適切な最終処理・処分施設が未整備であることが課題。「バングラデシュ

シップリサイクル法」においても、環境に配慮した廃棄物処理施設（焼却施設及び埋立処分場から成る。以下、「TSDF」という。）を設置することが定められていることから、当国産業省は自身が実施機関となる形で、TSDFを整備する事業（以下、「当国TSDF事業」という。）の検討を進めている。

JICAは円借款「外国直接投資促進事業」（第一期2015年度承諾、第二期2019年度承諾）にて、当国における日本向け経済特区の開発等の事業実施や、事業資金の供与を通じ、インフラ不足等の投資環境を改善することにより、外国直接投資の促進による産業の多角化を図っている。TSDFの整備は、当国のシップリサイクル産業への投資拡大（外国直接投資を含む）、当国製造業への鉄鋼安定供給に貢献することから、当国政府は、今後、要請予定の「外国直接投資促進事業（第三期）」の一コンポーネントとして当国TSDF事業を実施する方針である。

### 第3条 業務の概要

#### (1) 業務名

バングラデシュ国シップリサイクル産業向け廃棄物処分場（TSDF）整備事業に向けた能力強化に係る技術支援（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務目的

第4条を参照。

#### (3) 当国 TSDF 事業の概要

##### 1) TSDF 整備

【施設】有害産業廃棄物処分場（敷地面積：8ha）、アクセス道路、発電・水処理設備等

【機材】焼却炉、有害廃棄物処理装置（ビルジなどの油水分離装置）等

##### 2) コンサルティング・サービス

基本設計及び詳細設計、入札補助、施工監理、環境社会配慮支援、運営維持管理支援等

#### (4) 対象地域

ダッカ市、チョットグラム県シタクンダ郡

#### (5) 関係機関

実施機関：産業省

協力機関：首相府、経済特区庁、環境局

### 第4条 業務の目的

本業務はシップリサイクル条約の批准に向けて準備を進める当国政府の方針を踏まえ、有償資金協力専門家を新たに備上し、事業費、実施方法（調達・施工）、環境社会配慮等の事業実施に不可欠な要素について、情報収集・分析・取り纏めを通じた技術支援、必要に応じた改善案の提案、当国産業省の事業計画策定に係る能力強化を目的としたものである。



## 第5条 業務の範囲

本業務は、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の情報収集及び支援を実施し、「第8条 報告書等」に記載の報告書等を作成し、先方政府への説明・協議を行うものとする。

## 第6条 実施方針及び留意事項

### (1) 本業務の位置づけ

本業務を通じた情報取りまとめ、提案の結果は、(4)に示すように当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。加えて、当国 TSDF 事業に対する円借款の審査を発注者が実施する際、その検討資料として用いられる可能性があることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議を行う。また、本業務の検討事項が実施機関／関係機関への一方的な提案とならないよう、バングラデシュ政府と十分な意思疎通を通じて、合意形成に向けて取り組む。

但し、本業務は円借款の供与を約束するものではないことに留意し、先方関係者に、本業務の対象事業がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意すること。

### (2) 成果物の位置づけ

本業務は、有償資金協力専門家を新たに備上し、事業費、実施方法（調達・施工）、環境社会配慮等の事業実施に不可欠な要素について、情報収集・分析・取り纏めを通じた技術支援、必要に応じた改善案の提案、当国産業省の事業計画策定に係る能力強化を目的としたものであり、①実施機関が作成済みのフィージビリティ調査（F/S）「以下、「既存 F/S」という。」の技術的妥当性の確認、②円借款事業の審査に必要な追加情報の収集・分析・取り纏めや改善案の提案が求められるが、フィージビリティ・スタディ報告書の作成そのものを行うものではない。

### (3) 既存・類似業務結果の有効活用

本業務の実施においては、既存資料を最大限活用し、重複がないよう業務の効率化が求められる。特に、既存 F/S が存在することから、当該結果を有効活用し、当国 TSDF 事業の事業計画策定において、一定程度の期間及び費用の短縮が可能であり、プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と、今後の事業計画策定で必要な項目について整理し、当国 TSDF 事業の事業計画策定に際して、今後、調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。

#### (4) バングラデシュ側の事業形成プロセス

当国政府内での事業承認に向けて、実施機関は当国法制度に基づいて開発事業提案書（DPP）の作成が必要になる。TSDF は「シップリサイクル条約」の技術基準及び当国法制度・行政手続きに適合することが求められるが、本業務を通じて、当国産業省が当国 TSDF 事業の DPP を適切に策定できるように技術移転を行う。また、実施機関が作成した DPP は、計画省の承認が必要であり、承認プロセス及びスケジュールを確認するとともに、適時に承認プロセスが進められるように当国産業省の側面支援を行う。

#### (5) 関係機関の動向確認

本業務の実施に際しては、以下の機関を含む関係機関の動向を把握するとともに、必要に応じて当国政府に十分な協議を促し、各関係機関の活動や意向や当国 TSDF 事業の事業計画に適切に反映されるようにすること。

- 1) ドイツ国際協力公社（以下、「GIZ」という。）：適切な産業廃棄物処理がなされていくためには、施設整備のみならず、運営維持管理のための作業員の訓練及び、標準手順書の策定といったソフト面での整備も必要である。当国では GIZ が環境局に対し、有害廃棄物管理に係る法整備を支援している。
- 2) ノルウェー政府：ノルウェー政府は、当国のシップリサイクル産業の近代化を支援する最大の援助国の一つであり、2015 年より“Safe and Environmentally Sound Ship Recycling in Bangladesh（SENSREC）”を通して当国のシップリサイクル条約批准を後押しすべく継続的に支援している。既に SENSREC は Phase2 までを了しており、TSDF 整備の為の基礎調査や環境アセスメント等を実施している。
- 3) 日本海事協会：日本海事協会は、船舶規則及び技術基準に関する知見を有する非営利法人。シップリサイクルヤードの認証に関する国際的なガイドラインに従い、ガイドラインに適合しているか審査を行うとともに、国際海事機関からの委託を受けてシップリサイクルヤードのシップリサイクル条約適合のためのロードマップ作成業務を行っており、当国チョットグラムにも事務所を設置している。

#### (6) TSDF 整備の事業計画検討における地理的な対象範囲

本業務による技術支援の対象となる当国 TSDF 事業の事業計画検討に際して、自然条件、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等は、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、TSDF を整備するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ、等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。

#### (7) 本邦技術・知見活用の検討

本業務による技術支援の対象となる当国 TSDF 事業の事業計画検討に際して、当国において活用が可能な機材、設備、工法等で本邦企業に優位性のある技術（含む ICT）について把握し、実施機関に対して必要に応じて導入を働きかけるなどの技術的提案・助言を行うこと。検討にあたっては関連本邦企業の参入意向を予め確認した上で、本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減、工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について先方関係官庁・機関と十分に協議・調整を行う。

加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICA の中小企業・SDGs ビジネス支援事業に関する情報は、以下の JICA のウェブサイト ([https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/activities/sme/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html)) を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

#### (8) ジェンダーの視点やユニバーサルデザインの検討

本業務による技術支援の対象となる当国 TSDF 事業の事業計画検討に際して、ジェンダーの視点に立った事業設計・仕様・取り組みについて検討する。具体的には、当国産業省における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、TSDF における有害廃棄物処理業務に携わる関係者の男女別の雇用計画・賃金水準を調査し、施設設計（トイレの設計仕様等）や運営維持管理支援における具体的なジェンダー配慮事項を提案するとともに、現地住民の男女の社会的な規範や役割分担の違いを踏まえて男女別の裨益効果や環境社会配慮影響が検討されるように当国産業省に働きかける。また、建設段階においては本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置等の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスにも配慮し、当国産業省が男女双方からのヒアリングを通じて対象地域被影響住民の意向を適切に把握できるように支援を行う。

更に当国 TSDF 事業の事業計画検討時に、ジェンダーの視点に立ったアウトプット（運用・効果）が設定され、アウトプットやアウトカムを測定するための運用・効果指標が設定されるように当国産業省に対して支援を行う。

加えて、施設設計においては、車椅子利用者や高齢者等が利用しやすいユニバーサルデザイン対策等についても配慮が行われるように適切な技術支援を行う。

#### (9) デジタル技術の活用

本業務による技術支援の対象となる当国 TSDF 事業の事業計画検討に際して、デジタル技術を活用することで飛躍的な開発インパクトの向上/創出の可

可能性がある。本業務では、以下具体例を参考にしつつ、その他の可能性も含め検討を行い、発注者と協議の上、合意されたものについては先方とも協議を実施し、将来の計画の中にデジタル技術を組み込むことを検討する。

- 1) Building Information Management (BIM) 又は Construction Information Management (CIM) : 建設分野における生産性向上の観点から、建設におけるデジタル技術の活用が期待される。本業務では、BIM/CIM の導入を検討する。調査設計段階からの 3 次元モデル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待されるが、本業務においては、下記の項目における活用が想定されるが、他にも効果的な活用法がある場合、プロポーザルにて提案すること。

BIM/CIM の適用が想定される項目（以下は記載例）

- 最適代替案を選定する際の意思決定を補助する目的でのビジュアル作成
- 概略設計後の完成予想図の作成

加えて、測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術（例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、等）の活用が見込まれる場合には、プロポーザルにて提案する。

- 2) 画像認識 AI による廃棄物分類 : 現在、日本の廃棄物処理施設にも AI を活用した分類業務の自動化/ダブルチェックの仕組みが導入されつつある。廃棄物の色・形・材質等を学習させ、それにより正確且つ迅速な分類を可能とする技術である。廃棄物を扱う過酷な環境で従事する労働者の環境改善は、ESG の重要な観点の一つであることから、本事業の目的とも合致すると想定される。
- 3) 廃棄物管理台帳システム : 廃棄物受入れ時の分類・タグ付けから分類に応じた TSDF における処理及び有害物除去後のリサイクル可能な材料の売却に係る記録等を行うシステムを構築することで、業務の効率化だけでなく、将来データによる分析・高度化の可能性が生まれ、且つ問題発生時説明責任を迅速に果たせるという観点でメリットが想定される。
- 4) オペレーションの遠隔・リアルタイム監視システム : 焼却炉運転状況や埋め立て処分場周辺の排水等のリアルタイム監視システムを導入することで、問題発生時に迅速且つ正確な情報連携・対応が可能となる。なお、センサー設置等のコストも想定されるため、遠隔・リアルタイムで設置すべき設備の優先度等も念頭に置きつつ検討する。
- 5) 設備メンテナンス計画最適化 : AI や機械学習等も活用した焼却炉のログに基づく設備の劣化予測、優先度をつけたメンテナンスを行うことができれば、将来における予期せぬ故障やそれに伴う余分なメンテナンス費用を削減でき、持続的な運用に資する可能性がある。

上記以外でも、本事業に活用することで開発インパクト増大が期待できるものについては、プロポーザル・案件実施中も積極的に提案をすること。

なお、検討にあたっては、費用面や実現可能性についての情報も必要に応じ情報収集・ヒアリング等を実施する。

(10) 事業実施体制及び持続的な運営・維持管理体制の検討

本業務による技術支援の対象となる当国 TSDF 事業について、事業実施及び運営・維持管理を当国産業省が行うことが想定されている。他方で、当国においてこれまで TSDF の建設や運営・維持管理が行われた実績はなく、更に産業省は TSDF 以外でもインフラ施設整備を実施した経験を持たない。以上を踏まえて、当国 TSDF 事業の事業計画検討に際して、事業実施体制及び運営・維持管理体制の慎重な検討が必要である。業務実施に際しては、関係機関の法的所掌範囲及び能力、事業実施及び運営・維持管理における課題及び必要な制度手続きについて初期段階で改めて整理し、他国の事例も参照した上で、制度面・技術面・組織面（人材雇用計画等を含む）・財務面で十分に実行可能な計画が策定されるように産業省の支援を行う。加えて、運営・維持管理においても自立的かつ持続的な体制が計画されるように産業省の検討を支援すること。また、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、運営・維持管理段階においては民間活用の可能性も含め、必要な技術支援の内容等について検討すること。

(11) 発注者による各種ミッションの補助

発注者は、当国 TSDF 事業について円借款供与を検討する場合、日本政府及び先方政府との協議結果を踏まえつつ、条件が整い次第、コンタクトミッション、ファクトファイディングミッション、審査ミッションを派遣する予定である。本業務実施中にこれらのミッション派遣が行われる場合、当国産業省によるミッション対応準備を支援するとともに、発注者からの要請に基づいて情報提供を行うなど、発注者による各種ミッションの実施を適宜補助すること。

特に審査に向けて以下の項目は、重点的に確認が必要であり、発注者との間で事前に基本的な基準、様式に係る共通認識を持ったうえで、当国産業省が十分に事前準備を整えた上で各種ミッションに対応できるように支援を行うこと。

- 1) 適用される技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制

- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) 内部収益率（IRR）
- 10) 環境社会配慮
- 11) バングラデシュ側負担事項（用地取得、住民移転、支障物移転、事業実施に必要な許認可、工事実施上の規制等）

また、本業務を通じた各種検討を踏まえて、審査に当たり必要な項目の追加が必要になる場合があるため、必要項目はミッション前に発注者との間で確認を行うこと。

#### (12) 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当国は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されているところ、調査実施に当たっては JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、発注者から提供される「安全対策ガイドダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート（案）を作成すること。

### 第7条 業務の内容

#### (1) 事前準備およびインセプション・レポートの作成

##### 1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、発注者に提出する。

##### 2) 関連資料・情報の収集・分析

既存 F/S を含む関連資料をレビューし、データ整理・分析を行う。同レビューを踏まえて、業務全体の方針・方法及び作業計画・工程を検討し、全体業務計画を策定する。検討に当たっては、特に既存調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、バングラデシュ政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体業務計画に反映する。また、検討に当たっては、発注者との十分な調整を行うこととする。

##### 3) インセプション・レポートの作成・協議

上記の結果や、実施機関等へ対応を求める事項を取りまとめて、インセプション・レポートを作成する。現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、当国産業省、関係省庁・機関に対し、業務方針、業務計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

## (2) TSDF 整備の背景・必要性の確認・整理

当国産業省が整備を検討する TSDF 整備の背景や必要性を確認・整理するために必要な情報収集、分析を行う。一般的に必要な事項は以下のようであるが、これらに限定されず、対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正すること。

- 1) 当国の民間セクター開発、環境管理セクターの現状と課題（当国の FDI 誘致政策含む投資環境整備状況、全世界および当国の船舶解撤含む産業廃棄物処理需要、船舶解撤産業における当国の実績・解体能力、当国の船舶解撤含むリサイクル産業における産業廃棄物の管理及び労働者の安全管理体制等）
- 2) 調査対象地域の経済・社会状況
- 3) 当国の上位計画・関連計画における TSDF 整備の位置づけ・重要性
- 4) 当国における JICA が実施中／実施予定の他案件との連携可能性
- 5) 国際機関等の他ドナーの支援実績・見通し

## (3) TSDF 整備に係る実施機関による事業検討の能力強化

既存 F/S 及び関連資料の内容を確認し、将来的にバングラデシュ政府が当国 TSDF 事業実施に向けて円借款供与を日本政府に要請する場合に、JICA がその技術的・経済的・財務的な妥当性を判断できるように、バングラデシュ政府が事業計画の更新及び修正を行えるように技術的な支援を行う。具体的な業務は以下の通り。

### 1) 自然条件調査等

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また TSDF 整備により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下の自然条件調査等が事業計画に反映させるように必要な技術支援を行う。なお、既存 F/S をはじめ既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間等）については、プロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

- 地形測量（施設の平面計画、設計及び施工計画に必要な地形の情報を把握する。平坂測量、水準測量、縦断/横断測量等）
- 地質／地盤調査（構造物・施設位置の決定、基礎形状の検討等、設計及び施工に必要な地盤の状況、地下埋設物の状況を把握する。地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、室内岩石/土質試験、地耐力試験、試掘調査、圧密試験等による地盤の種類、層厚、物理的特性、力学的特性の把握等）
- 気象・自然災害調査（気象に係る各種情報を収集し、構造物への影響を推測するとともに、災害発生に係る情報を把握する。天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴調査（災害種別、頻度、リスク、規模等）等）

## 2) 代替案の検討

既存 F/S 等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。

## 3) 設計（土木工事、廃棄物焼却炉等）

既存 F/S に記載された施設整備計画について、設計が円借款事業としての妥当性を判断できる程度の精度となっているかどうか精査する。課題や改善を要する内容があり、追加調査が必要とされる場合には、その内容を提案し、発注者と協議を行う。なお、プロポーザル作成時点で追加調査の必要性が認められる場合には、プロポーザルにて提案を行う。

## 4) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定に当たっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。施工方法を検討し、特殊工法や調達方法に影響を与えるような工法の有無について確認する。内容が十分でないと判断される場合は改善案を提案する。

安全対策に係る借入国の法令及び「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021 年 2 月）を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合は発注者から提供される「安全対策ガイダンス」（2019 年 4 月）を参照しつつ、事業費に計上する。

## 5) 資機材調達方法の整理



当国 TSDF 事業で調達される主な資機材について、最も合理的な調達先を整理する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む）。

#### 6) 調達計画の策定

概略設計、施工計画、資機材調達方法の検討結果に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。なお、調達計画のうち、入札手法案、適用標準入札書類案、コンサルタントの選定方法案、施工業者の選定方針案等については報告書には記載せず、別途発注者及び当国産業省に提出する。

#### 7) 事業実施体制

以下の項目について再整理のうえ、課題及び留意すべき事項をまとめ、当国産業省に提言する。また、内容が十分でないと判断される場合は改善案を提案する。改善案の提案に際しては、当国産業省が主体的に取り組めるように内容、実施主体、予算措置方法、期限等を明確化すること。

- ① 事業実施体制の確認
- ② 実施機関の法的な位置づけ、所掌業務、組織構造、人員体制（定数、現任職員数、空席数、採用計画等）の確認
- ③ 実施機関の財政・予算状況
- ④ 実施機関の技術水準（内規整備状況、内部技術者の技術力、研修プログラム、機材保有状況等）
- ⑤ 実施機関の当該類似事業実施の経験

#### 8) 運営維持管理体制検討

以下の項目について再整理のうえ、課題及び留意すべき事項をまとめ、当国産業省に提言する。また、内容が十分でないと判断される場合は改善案を提案する。改善案の提案に際しては、当国産業省が主体的に取り組めるように内容、実施主体、予算措置方法、期限等を明確化すること。

- ① 維持・管理体制の確認（民間活用の可能性を含む）
- ② 維持・管理機関の法的な位置づけ、所掌業務、組織構造、人員体制の確認
- ③ 維持・管理機関の財政・予算状況
- ④ 維持・管理機関の技術水準
- ⑤ 維持・管理機関の当該類似事業の運営維持管理実績

また、TSDF 整備後、同施設が適切に活用され、自立的かつ持続的な事業運営体制が構築される様に、当国環境局等の規制当局や TSDF の利用者であ

るシップリサイクルヤード事業者をはじめとする産業界等の関係者と密に意見交換を行い、確認された関係者の意向や課題が適切に事業計画に反映されるように技術支援を行うこと。

#### 9) 事業費

事業費を精査し、修正が必要な場合は実施機関に対して提案を行う。積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版）」を参照する。また、精査した事業費をもとに、発注者が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式に実施機関が入力することの支援を行う。本事業費検討支援に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。また、適応レート等の前提条件に関しては、発注者と協議すること。

加えて、近年資機材価格が高騰し事業費が当初想定額を大幅に上回るケースが幾つか見られる為、本事業費検討に当たっては、現在から工事完了までの資機材価格の高騰可能性についても検討し、その事業費への影響について感度分析を行うこと。

#### 10) 事業スケジュール

既存 F/S 等の情報を活用しつつ、施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを更新・策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。

#### 11) コンサルティング・サービス

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（基本・詳細設計、入札補助、施工監理、運営・維持管理支援など）を検討し、必要な過去の類似業務経験、具体的な業務内容案（TOR 案）、必要な専門家と経験、投入規模（人月）等について検討し、当国産業省に対して提言する。同作業に当たっては、JICA の「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック（2012年4月版）」の内容に沿ったものとなるようにすること。提案内容については報告書には記載せず、別途発注者及び当国産業省に提出する。

#### 12) ビジネスモデル（料金徴収モデル）策定

実施機関が持続的な事業性が担保できるようなビジネスモデル、料金徴収モデル、事業計画を考案できるよう、支援を行う。尚、料金徴収モデルの検討にあたっては、TSDF の利用者として想定される事業者に対して、支払意

思額等も十分に確認の上、近隣国の事例も念頭に適切な料金体系・徴収方法等を整理して、本業務の中で当国産業省に提案すること。

### 13) 想定される事業リスクの検討

開発途上国におけるインフラ開発は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあることから、事業実施後に想定される潜在的なリスク要因を特定し、各種リスクに対する回避・軽減等の対応策を検討する。リスクの分析に際しては、施設自体のハード面、施設運営・維持管理のソフト面ともに検討し、コンサルティング・サービス（詳細設計や運営・維持管理支援など）での対応によるリスク回避・軽減等の対応策を検討する。

### 14) プロジェクト評価

既存 F/S を参照しつつ、当国 TSDF 事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて予測する。特に以下の項目において精査し、更新が必要な場合は実施機関に対して提案を行う。なお、IRR の算出は、別途発注者から提供される IRR マニュアルを参考とする。（同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）また、IRR 算出にかかる詳細な計算シート（Microsoft Excel の電子データ。算出の前提条件、計算根拠、計算過程の補足説明を含む）については報告書には記載せず、別途発注者及び当国産業省に提出する。

#### ① 運用・効果指標の算出

適切な運用・効果指標を提案し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案すること。

- ・ TSDF における廃棄物埋立処分量
- ・ TSDF における廃棄物焼却処分量
- ・ TSDF における廃水処理量
- ・ 温室効果ガス削減量

#### ② 経済・財務内部収益率（EIRR・FIRR）の算出

## (4) 環境社会配慮に関する能力強化支援

将来的にバングラデシュ政府が当国 TSDF 事業実施に向けて円借款供与を日本政府に要請する場合に、発注者が環境レビューを適切に実施できるように、バングラデシュ政府の行う当国 TSDF 事業の環境社会配慮について技術的な支援を行う。「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、環境ガイドライン）に基づき、今後相手国政府が環境影響評価（EIA）及び簡易住民移転計画（ARAP）を適切に作成できるように支援

を行う。また、当国 TSD 事業と不可分一体となる事業<sup>1</sup>について整理の上、不可分一体となる事業についてもレビューを行い、内容に不備がある場合は追加調査を提案する。また、発注者は当国 TSD 事業の環境レビュー方針について、環境社会配慮助言委員会に報告し（助言対象資料は EIA 及び ARAP を予定）、助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

さらに、一連の業務を通じて、実施機関職員等を対象に環境ガイドラインに関する普及や意識啓発等を行い、対象者の能力強化に努めること。

#### ① 環境影響評価

環境ガイドラインに基づき、実施機関が環境アセスメント報告書を作成できるように必要な技術支援を行う。EIA 案においては、世界銀行の環境社会配慮関連政策に記載のある内容が含まれているか否かを確認する。不足している記載や内容については、追加の情報収集（定量的影響予測及びデータの更新を含む）・分析を通じて改善を提案する。精査・分析の結果必要と認められる場合には、相手国等が確認時の段階に応じて適切と判断される段階（スコーピング案とドラフト・ファイナル・レポート案の段階など）で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援する。

環境社会配慮に係る主な確認項目は、以下のとおり。当国産業省がこれらを順守する環境アセスメント報告書を作成できるように必要な技術支援を行う。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- a) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。）
- b) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - i) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - ii) 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
  - iii) 関係機関の役割
- c) スコーピング（検討すべき代替案と重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- d) 影響の予測（基本的に定量予測を含む）
- e) 影響の評価及び代替案の比較検討
- f) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
- g) 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングフォーム等）（案）の作成
- h) 予算、財源、実施体制の明確化

<sup>1</sup> [guideline\\_faq\\_202201\\_j.pdf](https://www.jica.go.jp/guideline/faq_202201_j.pdf) (jica.go.jp) のP20を参照。

[https://www.jica.go.jp/environment/guideline/ei8tc5000005dzu-att/guideline\\_faq\\_202201\\_j.pdf](https://www.jica.go.jp/environment/guideline/ei8tc5000005dzu-att/guideline_faq_202201_j.pdf)

- i) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。環境ガイドライン別紙 5 を参照のこと。）
- j) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO<sub>2</sub> 換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計

## ② 簡易住民移転計画（ARAP）

環境ガイドラインに基づき、実施機関が更新する簡易住民移転計画（ARAP）の精査・分析を行う。ARAP の精査・分析においては、世界銀行 ESS5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、以下 a) ~m) の内容が作成されているか否かを確認する。不足している記載や内容については、追加の情報収集（データの更新を含む）を提案する。具体的な手順については、世界銀行 ESS5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、入手した社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も発注者へ提出する。

- a) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- b) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、地籍・財産・用地調査結果
- c) 事業対象地の占有者の最低 20% を対象とした家計・生活調査結果
- d) 補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する法的枠組みの乖離
- e) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- f) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- g) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- h) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- i) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- j) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- k) 費用と財源
- l) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- m) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダーの特定と分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望

ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

#### (5) ジェンダー主流化に係る検討

ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する観点から、既存 F/S 及び関連資料の内容を確認し、第 6 条 (8) で示された実施方針に基づいて、以下の項目に関して必要な情報収集、分析を行い、当国産業省が策定する事業計画に反映されるように提言を行う。また、調査項目はこれらに限定されず、対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正すること。

- 1) 廃棄物管理に係る関連政策や法制度におけるジェンダー関係・課題の位置づけ・取組状況
- 2) TSDF 整備予定地周辺における住民の男女別の社会的な行動様式に係る現状把握、課題・ニーズの確認・分析、ジェンダー課題抽出
- 3) 実施機関のジェンダー主流化に向けた取り組み、女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針
- 4) TSDF における有害廃棄物処理業務に携わる関係者の男女別の雇用計画・賃金水準
- 5) 施設設計（トイレの設計仕様等）に対する具体的なジェンダー配慮事項
- 6) 男女で事業効果（裨益効果や環境社会配慮影響等）の違いの有無・ある場合の相違内容
- 7) 工事現場での非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、賃金水準の確認、女性労働者用ファシリティ設置等の女性に配慮した労働環境整備
- 8) 事業計画検討時の現地ステークホルダーとの協議における男女別の参加状況、男女別の意見の事業計画への反映状況
- 9) 1) ～8) を踏まえたジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）の設定、運用・効果指標

#### (6) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

TSDF 事業計画の策定能力強化等を通じ、適切な有害廃棄物処理が促進され、また廃棄物の再利用、リサイクルによる GHG 排出量の削減に繋がり、GHG 排出量の削減が見込まれる場合は、気候変動対策事業（緩和策）と位置づけられる可能性があることから、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。同推計結果については、推計に使用したバックデータとともに、発注者及び当国産業省へ共有すること。なお、

バックデータには、デフォルト値以外の数値を推計に用いる場合にはその出典も明記すること。また、排出削減量の算定の基本的な考え方は気候変動対策支援ツール（緩和策）「JICA Climate-FIT (Mitigation)」を参照すること。

また、パリ協定に基づき、各国は「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業が当該国の NDC と整合していることを確認の上、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むこと。

#### (7) 本邦企業説明会の実施

当国 TSDF 事業に関する事業概要の説明と企業の参画意向の確認を目的として、本邦企業説明会を開催する。開催時期としては 2024 年 3 月頃を想定し、開催回数については一回を想定しているが、当国産業省及び発注者との調整の結果、複数回の実施とする場合がある。参加企業は、海運及び廃棄物管理分野等の業界団体に所属する企業等を中心に当国 TSDF 事業への関心を有する企業を想定している。当国 TSDF 事業に関する本邦企業説明会開催に当たって、資料案を作成のうえ、当国産業省及び発注者の確認・承認を得る。また、当国産業省及び発注者の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務（案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等）や説明会会場における質疑対応等を行う。形式はオンラインを想定するが、発注者の施設を利用した対面の可能性もある。

#### (8) DPP の策定・承認手続き支援

本業務を通じて、当国産業省が当国 TSDF 事業の DPP を適切に策定できるように技術移転を行う。また、実施機関が作成した DPP は、計画省の承認が必要であり、承認プロセス及びスケジュールを確認するとともに、適時に承認プロセスが進められるように当国産業省の側面支援を行う。

#### (9) レポート等の作成・協議

上記の業務を踏まえて、「第 8 条 報告書等」に記載の各レポートを作成の上、発注者に確認し、承認を得る。また、レポート内容についてとして取りまとめ、バングラデシュ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。加えて、現地調査実施時に JICA バングラデシュ事務所に対しても内容の説明を行う。

### 第 8 条 報告書等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は (5) ファイナル・レポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者へ説明の上、その内容について了承を得るものとする。報告書の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約

における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号などの統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識と共に豊富なネイティブスピーカーの高閲を受けること。

(1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載する通り

提出時期：契約開始後10営業日以内

提出方法：和文（電子）

(2) インセプション・レポート及びレポート概要説明資料（PPT）

記載事項：以下を骨子として作成する。

- ・本業務の背景
- ・本業務の目的
- ・本業務の実施方針
- ・本業務の内容と実施方法（作業項目、手法、アウトプット等を明記）
- ・作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ・専門家の構成と各団員の担当作業及び作業期間

提出時期：調査開始後10営業日以内

提出方法：和文、英文（電子）

(3) インテリム・レポート

記載事項：以下調査結果等の成果（要約を含む）

- ・TSDF整備の背景・必要性
- ・自然条件調査等
- ・代替案の検討
- ・設計・施工計画の概略設計結果
- ・事業実施・運営維持管理体制
- ・事業スケジュール

提出時期：2023年12月28日

提出方法：和文、英文（電子）

(4) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2024年4月30日

提出方法：和文、英文（電子）

(5) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）



提出時期：2024年7月31日

提出方法：和文5部、英文7部（製本）、CD-R4部

(6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部数：CD-R4部

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください) 代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	機材、設備、工法等で本邦企業に優位性のある技術の提案	第6条実施方針及び留意事項(7) 本邦技術・知見活用の検討
2	建設における効果的なデジタル技術の活用	第6条実施方針及び留意事項(9) デジタル技術の活用
3	測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術の活用	第6条 実施方針及び留意事項(9) デジタル技術の活用
4	自然条件調査(地形測量、地質・地盤調査、気象・自然災害調査等)の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間等)	第7条業務の内容(3) TSDF整備に係る実施機関による事業検討の能力強化
5	既存 F/S に記載された施設整備計画において設計上、課題や改善を要する内容があった際の追加調査提案	第7条業務の内容(3) TSDF整備に係る実施機関による事業検討の能力強化

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1) 類似業務の経験類似業務：産業廃棄物及び有害廃棄物管理に関する各種業務
  - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
  - 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

3) 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 4) 作業計画

##### 5) 要員計画

##### 6) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 7) 現地業務に必要な資機材

##### 8) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 9) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／有害廃棄物処理計画
- 施設設計（機材）
- 環境社会配慮

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.5 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／有害廃棄物処理計画）】

- ① 類似業務経験の分野：産業廃棄物及び有害廃棄物管理に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：施設設計（機材）】

- ① 類似業務経験の分野：廃棄物処理施設設計（機材）に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：環境社会配慮】

- ① 類似業務経験の分野：環境社会配慮に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他全途上国
- ③ 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は、2023年8月より開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1) インテリム・レポート：2023年12月28日まで
- 2) ドラフト・ファイナル・レポート：2024年4月30日まで
- 3) ファイナル・レポート：2024年7月31日まで

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 13.5 人月（現地：7.00人月、国内：6.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任者/有害廃棄物処理計画（2号）
- ② 施設設計（土木）/積算・調達計画
- ③ 施設設計（機材）（4号）
- ④ 経済・財務分析
- ⑤ 環境社会配慮（3号）

3) 渡航回数を目途 全14回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査：第7条（3）に記載の通り、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、地形測量、地質／地盤調査、気象・自然災害調査を行うもの。
- 環境社会配慮調査：第7条（4）に記載の通り、環境社会配慮調査における改善案提案・能力強化を想定。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- Feasibility Study Report for the Establishment of Treatment Storage and Disposal Facility (TSDF) for Ship Recycling Industry and Others in Chattogram (2022年)
- 安全対策ガイダンス (2019年4月)
- カテゴリ B 案件報告書執筆要領 (2023年5月)
- IRR (内部収益率) 算出マニュアル (2017年9月)

2) 公開資料

以下のレポートは、各ウェブサイトなどにて閲覧可能である。

- バングラデシュでのシップリサイクル条約適合性認証 (SOC) を受けたシップリサイクルヤードにおけるモニタリング調査 (2021年)

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk8\\_000001.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000001.html)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
<u>1</u>	<u>カウンターパートの配置</u>	<u>有</u>
<u>2</u>	<u>通訳の配置</u>	<u>無</u>
<u>3</u>	<u>執務スペース</u>	<u>有</u>
<u>4</u>	<u>家具 (机・椅子・棚等)</u>	<u>無</u>
<u>5</u>	<u>事務機器 (コピー機等)</u>	<u>無</u>
<u>6</u>	<u>Wi-Fi</u>	<u>無</u>

(6) 安全管理：

現地業務に際し、JICAの安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・後に、必ず以下の事項を行うと共に、関係者の渡航計画や業務実施状況をJICA所定の書式を用い、渡航前(遅くとも出発の14営業日前)に提出し、発注者の承認を得ること。

<業務渡航の条件(事前準備)>

- 渡航前に「海外安全対策ハンドブック」及び「バングラデシュ国安全対策マニュアル」を熟読する。
- JICA事務所による安全ブリーフィングを受講する。
- 渡航前にJICA事務所に申請の上、JICA事務所が管理する安全情報メーリングリスト及びSMS配信リストへの登録を行う。
- 渡航前に、安全対策研修(Web版等)を受講する。
- 渡航・滞在時点での最新の行動規範を遵守する。
- 宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。それ以外の場合であっても、最新の治安情勢や空港からの(または空港までの)移動経路の安全状況の事前確認、渡航の優先度等を踏まえる。

<現地での行動>

- ホテルに宿泊する場合は、JICA事務所が宿泊利用を認めたホテルとする。ホテル以外(借上アパート等)に関しては、利用前に必要な安全対策措置を講じ、JICA事務所の承認を得る。
- 外勤は、勤務先や訪問先及びその周辺地域の安全状況を踏まえて、要すればJICA事務所または配属機関等が手配する警護付き車両での移動等、必要な安全対策措置を講じることを条件に実施する。継続的に勤務する配属機関等については、JICA事務所による安全対策確認調査を受ける。
- 国内出張は、必要な安全対策措置を講じることを前提とし、JICA事務所が事前に計画を確認したものについて実施を認める。日没後の都市間移動は避ける。
- 業務外で都市間移動が伴う行動の場合、JICA事務所に事前に承認を得ること。
- 短期間の出張者については、毎日夕刻、代表者からJICA事務所オペレーション・ルームに安全確認の連絡をSMS/電話で入れる。
- 日頃から行動パターン(通勤/移動時間、使用する道路や施設)を固定せず、ロープロファイルを旨とし、用心を怠らず、狙われにくくする。
- 十分充電した携帯電話を携行し、宿泊先においても常時連絡が取れる状態を必ず維持する。
- 車両乗降時は、可能な限り住居・JICA事務所等の敷地内等周囲から見えにくい場所で乗降するとともに、周囲に気を配り、不審者・不審車両(バイク含む)が近づいていないことを確認する。車両乗車中は扉を施錠し、後方から追尾してくる不審車両がないか注意を払う。
- 空港においては出発/到着ロビー等、制限区域外の滞在時間を必要最小限とする。
- 単独行動を極力控える。
- イスラム教その他の宗教記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日の午後、ラマダン期間中の金曜日、政治的記念日、その他リスクが

- 高いと考えられる期間は外出を控える。
- 服装に関しては、肌の露出等を控え、目立たないようにする。

#### ダッカ市内

##### <全般>

- 行動エリアは、オールドダッカ及び旧刑務所周辺を除く地域とする。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

##### <日中>

- 日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- リキシャ・CNGの利用はバリダラ地区のみ可とする。公共バス・鉄道の利用は不可とする。

##### <夜間>

- 業務外の夜間（日没後）の行動は、バリダラ、ボナニ、グルシャン及び JICA事務所が利用を認めたホテルのみ可とする。
- 夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- 夜間（日没後）の移動は車両とする（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）。但し、夜間の徒歩移動は、バリダラ、ボナニ、グルシャンの 3 地区に限り、15分程度のみ可とする。

#### ダッカ市内以外の全土（チッタゴン丘陵地帯を除く）

##### <全般>

- 行動エリアは、滞在都市内の地域とする（但し、ロヒンギヤ避難民キャンプ地域への訪問は不可）。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

##### <日中>

- 日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- リキシャ・CNG・公共バス・鉄道の利用は不可とする。

##### <夜間>

- 夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- 夜間の移動は車両とする。（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）

#### チョットグラム丘陵地帯（カグラチャリ県、ランガマティ県、バンドルボン県当該地区への常設執務室の設置は不可とする。）

- 18時以降の業務については、必要な安全対策措置が講じられていると JICA 事務所長が判断する場合には、これを認める。
- 移動は車両とする。（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道・タクシー（四輪）・配車サービス（四輪）は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）は可）
- 夜間の行動範囲は、JICA事務所が宿泊利用を認めたホテル内とすること。

### 3. 見積書作成にかかる留意事項

本案件については、プレゼンテーションを実施致しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積りにて提出。

#### 【上限額】

52,763,000円（税抜）

なお、定額計上分 10,600,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積りにしている項目を含みません。



なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	自然条件調査／環境影響評価調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	10,000,000円	自然条件調査／環境影響評価調査費一式	再委託
2	翻訳費		600,000円	資料等翻訳費	一般業務費

(3) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(4) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。  
なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

- 東京⇒マレーシア⇒ダッカ（マレーシア航空）
- 東京⇒シンガポール⇒ダッカ（シンガポール航空）
- 東京⇒バンコク⇒ダッカ（タイ国際航空）
- 東京⇒香港⇒ダッカ（キャセイパシフィック航空）
- 東京⇒カタール⇒ダッカ（カタール航空）
- 東京⇒ドバイ⇒ダッカ（エミレーツ航空）

- (5) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。
- (6) 外貨交換レートについて  
JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))
- (7) その他留意事項  
    バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、13,500円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙2：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 40 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 50 )</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価</b>	<b>( 26 )</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者/有害廃棄物処理計画</u>	<b>(26)</b>	<b>(11)</b>
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者/○○○○</u>	<b>(-)</b>	<b>(11)</b>
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	-	<b>(4)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
① <b>(2) 業務従事者の経験・能力：施設設計(機材)</b>	<b>( 12 )</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：環境社会配慮</b>	<b>( 12 )</b>	
ア) 類似業務の経験	6	

イ) 対象国・地域での業務経験	1
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3